

## 建設工事の前金払の対象となる請負代金額変更について

平成27年9月30日

建設工事に係る材料費等の資金調達について、一層の円滑化を図るため、次のとおり前金払の対象となる請負代金額を変更いたします。

### 1. 前金払の対象となる建設工事

請負代金額500万円以上の建設工事から、請負代金額130万円以上の建設工事に変更します。

### 2. 前金払とは

受注者の請求により、請負代金額の10分の4以内で、発注者が受注者に前払金を支払う制度です。

受注者が、前金払の請求を行うさいには、保証事業会社と締結した公共工事の前払金保証事業に関する保証契約の保証証書を発注者に寄託しなければなりません。

### 3. 適用

平成27年10月1日以降、指名通知するものから適用します。